

# 参 考 資 料

## 目 次

---

1 「石川県がん対策推進計画(第2次)」数値目標の評価結果及び改正内容	34
2 「第3次石川県がん対策推進計画」策定経緯	35
3 石川県医療計画推進委員会委員名簿	36
4 石川県医療計画推進委員会がん医療対策部会委員名簿	36
5 石川県医療計画推進委員会設置要綱	37
6 石川県がん対策推進条例	42

# 「石川県がん対策推進計画（第2次）」数値目標の評価結果及び改正内容

評価結果 A: 目標達成、B: 順調に改善(目標値との差50%以上の改善)、C: やや改善(目標値との差50%未満の改善)、D: 横ばい、悪化

全体目標	策定時 (H24年度)	現状値 (H28年度)	目標値 (H29年度)	評価	目標値 (H35年度)	目標の根拠
がんの年齢調整死亡率(75歳未満)	H17: 85.8 H22: 81.6	H27: 77.8 H28: 76.3	69 (10年間で20%減)	C	減少	県独自で設定 (個別目標)

個別目標	策定時 (H24年度)	現状値 (H28年度)	目標値 (H29年度)	評価	目標値 (H35年度)	目標の根拠		
がんの 予防 ・ 早期 発見	野菜の摂取量(成人1日当たり)	295.0g (H23)	316.4g	350g以上	C	350g以上	健康日本21(いしかわ健康フロンティア戦略)	
	脂肪エネルギー比率(20~40歳代1日当たり)	28.5% (H23)	28.1%	25%以下	C	日本人の食事摂取基準2015から目標量が20~30%に変更されたため削除		
	食塩摂取量(成人1日当たり)	10.9g (H23)	11.1g	8g未満	D	8g未満		
	成人の喫煙率	男性	31.9% (H23)	28.7%	28%以下	B		25%以下
		女性	6.9% (H23)	7.4%	6%以下	D		6%以下
	未成年者の喫煙率	0.7% (H23)	0% ※	0%	-	0%		
	病院などの完全分煙実施率	病院	98.0% (H23)	100.0%	100%	A		健康日本21に合わせて「受動喫煙の機会を有する者の割合の減少」に変更
		事業所(事務室)	79.8% (H23)	90.9%	100%	B		
	禁煙外来実施医療機関数	146 (H23)	183	160以上	A	終了理由: 目標達成		
	がん検診受診率	胃(40-69歳)	34.8% (H23)	45.4%	50%以上 (当面は40%以上)	A		50%以上
肺(40-69歳)		25.3% (H23)	53.3%	A		58%以上		
大腸(40-69歳)		28.3% (H23)	46.1%	A		50%以上		
乳(40-69歳)		30.7% (H23)	40.6% (過去2年間 49.4%)	A		55%以上		
子宮(20-69歳)		27.9% (H23)	37.1% (過去2年間 44.9%)	B		50%以上		
がん医療	地域連携クリティカルパスに基づく診療計画策定等の実施件数	23件 (H23)	133件 (H27)	増加	A	増加	第2次石川県がん対策推進計画の目標を継続	
	緩和ケアチームを設置している医療機関数	22病院 (H23)	28病院	増加	A	増加		
	国の標準的なプログラムによる緩和ケア基本研修を修了した医師数(累積)	392人 (H23)	1,095人	増加	A	増加		
	国立がんセンター等による都道府県指導者研修会(緩和ケア)を修了した医師数(累積)	18人 (H23)	26人 (H27)	増加	A	増加		
	がん患者の自宅等での死亡割合	6.1% (H23)	10.8% (H27)	増加	A	増加		
登がん録	院内がん登録を実施している医療機関数	22病院 (H23)	41病院	増加	A	増加	第2次石川県がん対策推進計画の目標を継続	

※未成年者の喫煙率は回答者の数が少ないため、解釈には注意が必要

○新たに追加する項目

個別目標	策定時 (H24年度)	現状値 (H28年度)	目標値 (H29年度)	評価	目標値 (H35年度)	目標の根拠		
がんの 予防 ・ 早期 発見	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合	男性	-	13.7%	-	13.0%	健康日本21(いしかわ健康フロンティア戦略)	
		女性	-	7.1%	-	6.4%		
	運動習慣者の割合	男性(20-64歳)	-	28.5%	-	36%		
		女性(20-64歳)	-	18.1%	-	33%		
		男性(65歳以上)	-	40.3%	-	58%		
		女性(65歳以上)	-	35.2%	-	48%		
	受動喫煙の機会を有する者の割合の減少	行政機関	-	1.0%	-	0%		健康日本21(いしかわ健康フロンティア戦略)
		医療機関	-	1.9%	-	0%		
		職場	-	23.9%	-	受動喫煙のない職場の実現		
		家庭	-	14.8%	-	3%		
精密検査受診率	胃	-	85.0% (H27:市町)	-	90%以上	第3期がん対策推進基本計画		
	肺	-	88.7% (H27:市町)	-				
	大腸	-	78.3% (H27:市町)	-				
	乳	-	91.1% (H27:市町)	-				
	子宮	-	85.4% (H27:市町)	-				
がん医療	がんリハビリテーション実施医療機関数	-	21か所 (H28.3)	-	増加	県独自で設定		
	入院緩和ケアの実施件数(算定回数)	-	3,674件 (H28.3)	-	増加			
	周術期口腔機能管理後手術加算(件数)	-	79件 (H28.6診療分)	-	増加			
	がん診療連携登録歯科医数	-	84人	-	増加			
共生	ピアサポーターの養成人数	-	51人 (H29)	-	110人	10人/年の増		

### 「第3次石川県がん対策推進計画」策定経緯

月 日	経 過 等	主な協議事項等
平成29年 7月 4日	石川県医療計画推進委員会 (第1回)	がん対策推進計画(第2次) の見直しについて
7月31日	がん医療対策部会(第1回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行計画の評価と課題について</li> <li>・ 今後の方向性について</li> </ul>
11月 6日	がん医療対策部会(第2回)	第3次がん対策推進計画 (素案)について
平成30年 1月26日	石川県医療計画推進委員会 (第2回)	第3次がん対策推進計画 (案)について
2月21日 ～3月20日	パブリックコメントの実施	

## 石川県医療計画推進委員会委員名簿

(平成29年7月4日現在)

区分	役職	氏名	
委員	日本精神科病院協会石川県支部支部長	青木 達之	
	石川県立看護大学学長	石垣 和子	
	石川県病院協会会長	石野 洋	
	国立病院機構金沢医療センター院長	鵜浦 雅志	
	石川県保検者協議会会長	大垣 雅昌	
	会長	金沢大学医薬保健学域・研究域長	金子 周一
		加賀市医師会会長	河村 勲
	七尾市医師会監事	神野 正博	
	石川県立高松病院院長	北村 立彦	
	金沢医科大学病院院長	北山 道彦	
	副会長	石川県医師会会長	近藤 邦夫
		石川県老人クラブ連合会副会長	敷田 昭信
		石川県町長会会長	杉本 栄蔵
		石川県医師会副会長	洞庭 賢一
		石川県薬剤師会会長	中森 慶滋
		石川県婦人団体協議会会長	能木 場由紀子
石川県歯科医師会会長		蓮池 芳浩	
社会医療法人財団松原愛育会理事長		松原 三郎	
金沢市医師会会長		安田 健二	
石川県立中央病院院長		山田 哲司	
石川県市長会会長	山野 之義		
石川県社会保険協会会長	吉田 國男		
石川県看護協会会長	吉野 幸枝		

(五十音順、敬称略)

## 石川県医療計画推進委員会がん医療対策部会委員名簿

区分	役職	氏名
委員	国立病院機構金沢医療センター院長	鵜浦 雅志
	石川県歯科医師会理事	江尻 重文
	石川県医師会理事	齊藤 典才
	石川よろこびの会会長	坂下 啓子
	石川県成人病予防センター理事長	素谷 宏彦
	石川県がん安心生活サポートハウス所長	龍澤 泰彦
	金沢医科大学医学部公衆衛生学教室教授	西野 善一
	石川県医療在宅ケア事業団訪問看護管理部長	本庄 幸代
	国民健康保険小松市民病院院長	村上 眞也
	金沢医科大学腫瘍内科学教授	元雄 良治
副部会長	金沢大学附属病院がんセンター教授	矢野 聖二
	金沢市保健局健康政策課課長	山口 和俊
	石川県立中央病院院長	山田 哲司

(五十音順、敬称略)

# 石川県医療計画推進委員会設置要綱

全部改正（平成7年1月9日衛第4597号）  
一部改正（平成7年4月1日衛第934号）  
一部改正（平成9年4月1日衛第2348号）  
一部改正（平成12年6月27日医第902号）  
一部改正（平成16年2月19日医第4359号）  
一部改正（平成18年11月30日医第2940号）  
一部改正（平成21年2月2日医第3514号）  
一部改正（平成21年11月2日地医第251号）  
一部改正（平成24年7月3日地医第158号）  
一部改正（平成27年10月1日地医第439号）

## （設置）

第1条 石川県医療計画及びその他医療に関する計画（以下「計画」という。）の策定及び達成推進のために必要な事項を協議することを目的として、石川県医療計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## （構成）

第2条 委員会には、必要に応じて、疾病・事業毎に対策部会（以下これらを「部会」という。）並びに各二次医療圏ごとに次の協議会（以下これらを「協議会」という。）を置く。

医療圏	名 称
南加賀	南加賀医療圏保健医療計画推進協議会
石川中央	石川中央医療圏保健医療計画推進協議会
能登中部	能登中部医療圏保健医療計画推進協議会
能登北部	能登北部医療圏保健医療計画推進協議会

2 協議会には、必要に応じて部会（以下「地域部会」という。）を設置することができる。

## （協議事項）

第3条 委員会は、次の事項を協議する。

- (1) 計画の策定・推進に関すること。
- (2) 医療需要の動向、医療供給体制の状況等に関する調査、研究等に関すること。
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23第1項に規定する地域医療対策協議会に関すること。

(4) 協議会との調整に関すること。

2 協議会は、次の事項を協議する。

(1) 当該医療圏における計画の策定・推進に関すること。

(2) 当該医療圏における保健医療需要の動向、保健医療供給体制の状況等に関する調査、研究等に関すること。

(3) 圏域内のサブ医療圏において実施される施策の調整に関すること。

(4) 委員会が指定した事項

3 部会は、第1項の協議事項のうち、各疾病・事業に関する医療の確保に関することを協議する。

4 地域部会は、第2項の協議事項のうち、当該医療圏における重点課題に関する事項を協議する。

(委員会委員)

第4条 委員会は、次に掲げる者のうちから、委員25人以内で組織する。

(1) 保健医療関係者

(2) 保健医療を受ける立場にある者

(3) 学識経験者

(4) 関係行政機関の職員

(協議会委員)

第5条 協議会は、前条各号に掲げる者のうちから、委員25人以内で組織する。

(部会委員)

第6条 部会は、第4条各号に掲げる者のうちから、委員20人以内で組織する。

2 部会には、当該部会の所掌事項のみを調査協議させるための専門委員を置くことができる。

(地域部会委員)

第6条の2 地域部会は、委員10人以内で組織する。

2 地域部会の委員は、協議会の委員のうちから、第8条第1項に規定する協議会の会長が指名する。

3 地域部会には、当該地域部会の所掌事項のみを調査協議させるための専門委員を置くことができる。

(任期)

第7条 委員会、協議会及び部会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第8条 委員会及び協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、その委員会又は協議会に属する委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 部会及び地域部会（以下「部会等」という。）に部会長を置き、その部会等に属する委員の互選により定める。

6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会等の委員がその職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会及び協議会は、会長が召集し、その議長となる。

2 協議会の会長は、協議会を開催したときは、その経過及び結果を委員会の会長に報告するものとする。

3 部会等は、部会長が召集し、その議長となる。

4 部会長は、部会等を開催したときは、その経過及び結果を部会にあっては委員会の会長に、地域部会にあってはそれぞれの協議会の会長に報告するものとする。

(幹事)

第10条 委員会及び協議会の事務に関し委員を補佐するため、幹事を置く。

(庶務)

第11条 委員会及び部会の庶務は、健康福祉部地域医療推進室において処理する。

2 協議会及び地域部会の庶務は、次の保健福祉センターにおいて処理する。

名	称	庶務担当保健福祉センター
南加賀医療圏保健医療計画推進協議会		南加賀保健福祉センター
石川中央医療圏保健医療計画推進協議会		石川中央保健福祉センター
能登中部医療圏保健医療計画推進協議会		能登中部保健福祉センター
能登北部医療圏保健医療計画推進協議会		能登北部保健福祉センター

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会、協議会、部会及び地域部会の事務処理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年1月9日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に石川県保健医療計画推進協議会設置要綱の規定による石川県保健医療計画推進協議会の幹事及び救急医療対策部会の専門委員であった者は、それぞれ、この要綱の規定による委員会の幹事及び部会の専門委員とみなす。
- 3 前項の規定による部会の専門委員の、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成7年1月31日までとする。
- 4 この要綱の施行の際現に医療圏保健医療計画推進協議会設置要綱の規定による医療圏保健医療計画推進協議会の委員及び幹事であった者は、それぞれ、この要綱の規定による協議会の委員及び幹事とみなす。
- 5 前項の規定による協議会の委員の施行日以後最初の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成7年1月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年2月19日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に医療圏保健医療計画推進協議会設置要綱の規定による医療圏保健医療計画推進協議会の委員及び幹事であった者は、それぞれ、この要綱の規定による協議会の委員及び幹事とみなす。
- 3 前項の規定による協議会の委員の、この要綱の施行の日以後最初の任期は、平成19年1月31日までとする。



附 則

- 1 この要綱は、平成21年2月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に石川県保健医療計画推進委員会設置要綱の規定による医療圏保健医療計画推進協議会の委員及び幹事であった者は、それぞれ、この要綱の規定による協議会の委員及び幹事とみなす。
- 3 前項の規定による協議会の委員の、この要綱の施行の日以後最初の任期は、残任期間までとする。

附 則

この要綱は、平成21年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月3日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 第2条第1項に基づき新設された部会の委員任期については、第7条で定める任期に関わらず、別途定めることができる。

# 石川県がん対策推進条例

平成28年3月25日

石川県条例第30号

## 目次

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 がんの予防（第九条—第十二条）

第三章 がんの治療（第十三条—第十五条）

第四章 がんとの共生（第十六条—第十九条）

第五章 がん対策の推進（第二十条—第二十四条）

## 附則

第一章 総則

### （目的）

第一条 この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが県民の生命及び健康にとって重大な問題となり、がん対策を加速する必要がある現状に鑑み、がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、がん対策に関し、県及び県民等の責務又は役割を明らかにするとともに、がんの予防、がんの治療及びがんとの共生（がん患者ががんと共に生きることをいう。）を中心とした施策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が生涯にわたって安心して暮らすことのできる健康長寿社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 保健医療福祉関係者 がんの予防、がん検診、がんに係る医療（以下「がん医療」という。）

又はがん患者に対する介護その他の福祉サービスに従事する者及びその実施機関をいう。

二 患者団体 がん患者及びがん患者の家族（以下「がん患者等」という。）並びにそれらを支援する者により構成されるがん患者等を支援することを目的とする団体をいう。

三 がん診療連携拠点病院等 専門的ながん医療の提供等を行う病院として、国又は県が指定したものをいう。

四 緩和ケア がん患者等の身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することを目的とする医療、看護、介護、相談その他の行為をいう。

### （県の責務）

第三条 県は、国、市町、保健医療福祉関係者及び患者団体その他の関係団体と連携を図りつつ、地域の実情に応じたがん対策に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

### （市町の役割）

第四条 市町は、県、保健医療福祉関係者及び患者団体その他の関係団体と連携を図りつつ、その地域の実情に応じたがん対策の推進に努めるものとする。

### （県民の役割）

第五条 県民は、がんに関する正しい知識を持ち、日常生活において自らががんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、がん検診を積極的に受診すること等により、がんを早期に発見し、

速やかに治療を受けるよう努めるものとする。

2 県民は、がん患者等に対する理解を深め、互いに支え合うよう努めるものとする。

(医療保険者の役割)

第六条 医療保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第七項に規定する医療保険者をいう。）は、がんの予防及び早期発見を推進するよう努めるとともに、県及び市町が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療福祉関係者の役割)

第七条 保健医療福祉関係者は、がんの予防、がん検診、がん医療及びがん患者に対する介護等を推進するために必要な知識や技能の向上に努めるとともに、がんに関する啓発及び知識の普及、精度の高いがん検診の実施、がん患者の意向を十分に尊重した良質かつ適切な医療の提供並びに介護その他の福祉サービスの提供に努めるものとする。

2 保健医療福祉関係者は、県及び市町が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、その雇用する従業員に対するがんの予防及びがん検診の受診等に関する啓発並びにがん検診を受診しやすい就業環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する従業員ががん<sup>り</sup>に罹患したときは、当該従業員が働きながら治療を受け、療養することができ、また、その雇用する従業員の家族ががん<sup>り</sup>に罹患したときは、当該従業員が働きながらその家族を看護することができるよう必要な環境の整備に努めるものとする。

3 事業者は、県及び市町が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第二章 がんの予防

(がんの予防の推進)

第九条 県は、市町、保健医療福祉関係者及び患者団体その他の関係団体と連携して、がんの予防を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響等がんの予防に関する知識の普及啓発

二 受動喫煙（健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十五条に規定する受動喫煙をいう。）の防止のための学校、病院その他の多数の者が利用する施設における分煙又は禁煙の推進

三 前二号に掲げるもののほか、がんの予防を推進するために必要な施策

(早期発見の推進)

第十条 県は、市町と連携して、がんの早期発見を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 がんの早期発見の重要性に関する知識の普及啓発

二 がん検診を受けやすい環境の整備の促進その他がん検診の受診率の向上を図るための施策

三 がん検診に従事する者の資質の向上のための研修その他がん検診の質の向上を図るための施策

(がんに関する教育の推進)

第十一条 県は、保健医療福祉関係者及び患者団体との連携を図りつつ、子どもの発達段階を踏まえ、がんに関する正しい知識を持つための教育が行われるよう努めるものとする。

(女性に特有のがん対策の推進)

第十二条 県は、市町、保健医療福祉関係者及び患者団体その他の関係団体と連携して、女性に特有のがん対策を推進するため、検診を受けやすい環境の整備を図るとともに、がんの種類や年齢による特性を考慮した、がんの予防に関する知識の普及啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

### 第三章 がんの治療

#### (がん医療の充実)

第十三条 県は、全てのがん患者がその居住する地域にかかわらず適切ながん医療を受けることができるよう、がん医療の充実を図るため、国及びがん診療連携拠点病院等と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 がん診療連携拠点病院等の整備及び機能強化
- 二 がん診療連携拠点病院等とその他の医療機関との連携協力体制の整備及び強化の促進
- 三 がん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師、看護師その他の医療従事者の育成及び確保
- 四 がん医療と歯科医療との連携による口腔<sup>くわう</sup>ケア(口腔の状態に起因する全身の感染症等を予防し、又は軽減するための処置をいう。)の推進
- 五 前各号に掲げるもののほか、がん医療を充実するために必要な施策

#### (がん研究の推進)

第十四条 県は、国と連携して、がんの罹患及びがんによる死亡を減少させるため、がんの予防、先進的な医療の導入その他の研究の促進に必要な施策を推進するものとする。

#### (小児がん対策の推進)

第十五条 県は、小児がんに係る対策を推進するため、専門的な小児がん医療の提供等を行う医療機関その他関係機関と連携して、小児がん医療に関する情報の提供の推進、小児がん患者及びその家族に対する長期にわたる相談及び支援の体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 第四章 がんとの共生

#### (医療機関における緩和ケアの充実)

第十六条 県は、医療機関における緩和ケアの充実を図るため、国及びがん診療連携拠点病院等と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 がんと診断された時から、がん患者等の状況に応じた緩和ケアの提供を行う医療体制の整備の促進
- 二 緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医師、看護師その他の医療関係者の育成及び確保
- 三 緩和ケアに関する県民の正しい理解を深めるための啓発及び知識の普及
- 四 前三号に掲げるもののほか、緩和ケアを充実するために必要な施策

#### (在宅医療等の推進)

第十七条 県は、がん患者等の意向を踏まえ、家庭又は住み慣れた地域で安心してがん医療を受けることができるよう、市町と連携して、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 在宅における医療、緩和ケア、介護その他の福祉サービス(以下この条において「在宅医療等」という。)の提供を行う体制の整備の促進
- 二 在宅医療等に関する専門的な知識及び技能を有する医師、看護師その他の医療関係者並びに

介護福祉士その他の福祉関係者の育成及び確保

三 前二号に掲げるもののほか、在宅医療等を推進するために必要な施策

(相談支援の体制の充実)

第十八条 県は、がん患者の療養生活の質の向上及びがん患者等の社会生活上の不安の緩和を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 がん患者等に対する相談支援の体制の整備の促進

二 患者団体が行うがん患者等を支援することを目的とする活動の促進に必要な施策

三 ピアサポート（がん患者等に対するがん患者、がん経験者（がんに罹患した経験を有する者をいう。次条において同じ。）及びその家族による相談支援の取組をいう。）を推進していくために必要な研修等の施策

四 前三号に掲げるもののほか、がん患者等に対する相談支援の体制を充実するために必要な施策

(就労の支援)

第十九条 県は、がん患者及びがん経験者が働き続けることができるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 がんの治療と就労との両立に関する理解を深めるための事業者、その従業員その他県民への啓発活動

二 がん診療連携拠点病院等その他関係機関と連携した就労に関する相談支援体制の整備

三 前二号に掲げるほか、がん患者等及びがん経験者の就労の支援のために必要な施策

#### 第五章 がん対策の推進

(がんに関する情報の収集及び提供)

第二十条 県は、国と連携し、がんに関する情報を収集し、及び分析するとともに、県民に対し、がん医療及びがん患者の療養生活に関する情報その他のがんに関する正確かつ適切な情報を提供するものとする。

(がん登録の推進)

第二十一条 県は、医療関係団体等と連携して、効果的ながん対策の企画及び立案並びにがん医療の水準の向上に資するがん登録（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第二条第二項に規定するがん登録をいう。）の推進を図るため、医療機関に対する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民運動の推進)

第二十二条 県は、がん対策が、市町、県民、医療保険者、保健医療福祉関係者及び事業者が相互に連携し、主体的に取り組む運動として推進されるよう努めるものとする。

(石川県がん対策推進計画)

第二十三条 県は、法第十一条第一項の規定により石川県がん対策推進計画（次項において「計画」という。）を策定し、又は変更するときは、この条例の趣旨を尊重するとともに、県民の意見が適切に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、計画の進捗状況について議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(財政上の措置等)

第二十四条 県は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 県は、この条例の施行の状況を勘案し、この条例の規定について検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

---

## 第3次石川県がん対策推進計画

発行 平成30年4月

---

石川県健康福祉部健康推進課

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

TEL(076)225-1437

FAX(076)225-1444

E-mail [kennsui@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:kennsui@pref.ishikawa.lg.jp)

---